

学校感染症と出席停止の基準

山梨県立ろう学校

分類	病名		出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)など		治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症		発症後5日、かつ、症状軽快後1日が経過するまで
	インフルエンザ		発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)		解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん		発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)		全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱		主症状が消失した後2日を経過するまで
	結核		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		ヘルパンギーナ	
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)

学校保健安全法施行規則による